

## ◆定員数の取り扱いについて

### ①永続的な定員増について

- 1)定員増を希望する基幹施設は、学会へ申請前に各都道府県内で話し合い合意を得ておく。
- 2)合意を得られた基幹施設は毎年 3 月～5 月の日本専門医機構が設定した変更申請期間中に、学会に対し定員増の変更申請を行う。
- 3)学会が基幹施設から定員増の変更申請を受理したら、都道府県別窓口担当者に当該変更申請について合意を得られているか確認を行う(書類に捺印不要の都道府県窓口担当者の氏名記入欄を設ける)。学会は各都道府県の定員数および例年の採用数を確認し、下記②の一時的な増員も考慮し、日本専門医機構の動向を探りつつ審査を行う。  
⇒【確認 OK】学会の研修プログラム委員会に報告後、機構の二次審査に上げる。  
⇒【確認 NG】差し戻し。①-1)の手順を踏むよう伝える。

この永続的な定員増の変更申請時期は日本専門医機構が設定する毎年 3 月～5 月の変更申請受付期間中のみとする。

### ②一時的な定員増について(専攻医応募登録期間中のみの対応)

※専攻医応募登録期間中のみの一時的な承認であり①の永続的な定員増とは異なる。

上記①の 3 月～5 月から状況の変化(ダブルボード希望者や他領域プログラムからの異動希望者が増えること)を考慮し、下記の 1)～3)までの手続きを経たうえで、①で決定した定員プラス 2 名までを限度に一時的な増員を認める。

- 1)毎年 8 月～10 月に各都道府県の窓口担当者は救急科プログラム希望者がどの程度になるか都道府県内の基幹施設間で状況を共有把握しておく。
- 2)定員増が必要な可能性のある基幹施設は、8 月～10 月中に各都道府県内の合意を得て、合意を得られたら学会に申請を行う。(申請締切りは日本専門医機構が毎年設定している『採用調整期間』終了日前日の正午まで)とする。)(書類に捺印不要の都道府県窓口担当者の氏名記入欄を設ける)。
- 3)学会が基幹施設から定員増の申請を受理したら、都道府県別窓口担当者に当該申請について合意を得られているかの確認を行う。  
⇒【確認 OK】「採用調整期間」終了前までに学会から機構に定員増を依頼する。  
⇒【確認 NG】差し戻し。二次または最終調整期間までに②-1)の手順を踏むよう伝える。

### ★一時的な定員増の取り扱いについて

各調整期間を過ぎての申請は、一切受け付けない(1 次調整期間終了後は、2 次調整期間に。2 次調整期間終了後は最終調整期間に回っていただく。学会から都道府県窓口担当者に確認を行った際に、都道府県窓口担当者からの回答が期日内にない場合も同様とする。)

翌年度の定員数は学会にて通常定員に戻す申請を日本専門医機構に対し行う。

### ③各都道府県の代表について

各都道府県窓口担当者に交代がある場合、旧担当者から学会に新担当者の連絡先等変更を報告する。

※現在の各都道府県窓口担当者が誰に当たるかを確認したい場合、学会にご連絡いただき、変更をしたい場合は、都道府県内で合意を得たうえで連絡先等変更をお知らせください。

### ◆連携施設追加変更について

救急医学会では年に(前期・後期)2回の変更受付を行う。

受付期間(前期) 日本専門医機構が設定する毎年3月～5月頃の変更申請受付期間

※機構最終承認時期…専攻医応募登録が始まる10月頃

受付期間(後期) 11月～1月上旬を予定

※機構最終承認時期…3月末前

ただし、前期・後期どちらも日本専門医機構のスケジュールに大きく左右される可能性があることはご了承ください。

### ◆研修プログラム 基幹施設の更新申請について

研修プログラム基幹施設の認定期間は5年間であるため、2018年4月から研修プログラム基幹施設として認定されている施設は、日本専門医機構が発表する更新申請受付期間中に更新申請を行う必要があります。

更新申請の際は日本専門医機構が用意した①日本専門医機構 研修プログラム入力フォーム  
テンプレート 更新申請書と②更新申請書(学会提出用)を合わせてご提出ください。